

シベリア抑留者特措法施行に伴う諸準備

①基金省令改正

特別給付金の支給に関する事項を追加等



②業務方法書変更

特別給付金支給業務追加等



③中期目標変更

中期目標期間を25年3月まで延長
特別給付金支給業務を追加



④中期計画変更

特別給付金支給業務を追加



⑤年度計画変更

特別給付金支給業務を追加

⑥申請開始日を定める政令

法律施行後6か月以内

